

第 4 次産業革命と労働法の課題

[研究会メンバー]

主査	荒木尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	石崎由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	神吉知郁子	立教大学法学部准教授
	桑村裕美子	東北大学法学部准教授
	河野奈月	明治学院大学法学部専任講師
	島村暁代	信州大学経法学部准教授
	高橋奈々	東海大学法学部特任講師
	土岐将仁	東京大学大学院法学政治学研究科特任講師
	仲 琦	労働政策研究・研修機構研究員
	富永晃一	上智大学法学部准教授
	成田史子	弘前大学人文学部講師
	長谷川珠子	福島大学行政政策学類准教授
研究協力者	石川茉莉	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
	佐藤みなと	東京大学大学院法学政治学研究科助教
	車 東昱	東京大学大学院法学政治学研究科外国人研究生
	朴 孝淑	東京大学大学院高齢社会総合研究機構特任助教
	黄 若翔	東京大学大学院法学政治学研究科修士課程

[報告書目次]

序章	第 4 次産業革命と労働法の課題—問題の所在と検討の概要
第 1 章	欧州におけるプラットフォームワークの問題状況と議論状況
第 2 章	第 4 次産業革命とドイツ労働組合法制の行方—労働協約制度における非労働者の位置づけに着目した基礎的検討
第 3 章	雇用型テレワークにおける労働者の自律と保護
第 4 章	最低賃金の分配機能—イギリスとドイツにおける最低賃金の影響
第 5 章	ギグエコノミーとアメリカ労働法
第 6 章	労働者の健康増進を目的とする健康情報の収集・管理の問題—ウェルネス・プログラムをめぐる米国の議論を素材として—
第 7 章	シェアリング・エコノミーを背景とする中国の労働者性認定問題
第 8 章	韓国の特殊形態勤労従事者に対する社会的保護—産業災害補償保険法 125 条（特例規定）を素材に
第 9 章	台湾における退職後競業禁止義務の新規制

第 10 章 障害者のテレワーク・在宅就業

第 11 章 公的年金制度における自営業者の位置づけに関する一考察

[内容要旨]

第 4 次産業革命は、水・蒸気を動力源とした第 1 次産業革命、電気を動力源とした大量生産による第 2 次産業革命、マイクロ・エレクトロニクスを使用した第 3 次産業革命に次いで、インターネットや AI、IoT 等の情報技術革新に基づく新たな産業ステージとされ、世界中で注目を集めている。

第 4 次産業革命が雇用・労働関係にどのような影響を与え、それにどう対処すべきかについて、ドイツでは、2016 年 11 月に「労働 4.0」白書が公表されている。ドイツ以外でも、情報通信技術等の進展による新たな産業や経済は Gig-economy ないし Platform economy などとも称され、その雇用・労働関係への影響について、世界中の労働関係者の間で大きな議論を呼んでいる。

本プロジェクトでは、まず、第 4 次産業革命の雇用に対するインパクトについて、諸外国ではどのような議論状況にあるのかを検討することとした。第 1 章「欧州におけるプラットフォームワークの問題状況と議論状況」では、プラットフォームワークの現状と課題に関して欧州で公表された 3 つの報告書を中心に議論状況をサーベイし、第 2 章「第 4 次産業革命とドイツ労働組合法制の行方—労働協約制度における非労働者の位置づけに着目した基礎的検討」、第 3 章「雇用型テレワークにおける労働者の自律と保護」および第 4 章「最低賃金の分配機能—イギリスとドイツにおける最低賃金の影響」では、ドイツ、イギリスにおける各個の問題に焦点を当てて新たな働き方のインパクトについて検討を加えている。

第 5 章「ギグエコノミーとアメリカ労働法」は、ギグエコノミーのインパクトを、インターネット上で一連の取引が完結する「クラウドワーク」と、取引がオンラインで完結せず、現実世界での役務提供も伴う「アプリを通じたオンデマンドワーク」とに分けて議論するアメリカの状況を概観し、第 6 章「労働者の健康増進を目的とする健康情報の収集・管理の問題—ウェルネス・プログラムをめぐる米国の議論を素材として—」は、情報通信技術の発達も関係して労働者の健康情報の収集・管理に関するアメリカの議論を検討している。

第 7 章から第 10 章はアジアの状況の分析である。第 7 章「シェアリング・エコノミーを背景とする中国の労働者性認定問題」は、シェアリング・エコノミーが目覚ましく展開する中国では、法律上労働者の概念が規定されていないこともあり、労働者性判断をめぐって法的問題が深刻化している状況を描写する。第 8 章「韓国の特殊形態勤労従事者に対する社会的保護—産業災害補償保険法 125 条 (特例規定) を素材に」は、韓国における労働者と自営業者の中間に位置する「特殊形退勤労従事者」の労災保険法の適用問題を検討する。第 9 章「台湾における退職後競業禁止義務の新規制」は、第 4 次産業革命で増加することが見込まれる兼業・副業問題に関連する法的課題として、競業禁止義務問題を取り上げ、2015 年改正で、退職後の競業禁止義務について明文規定を置くに至った台湾の状況を紹介する。第 10 章「障害者のテレワーク・在宅就業」は、ITC 発展により期待されるテレワークについて、日本の障害者のテレワーク・在宅就業に焦点を当てて検討している。

第 4 次産業革命によって労働者とは位置付けにくい役務提供者が登場すると、その保護は主として社会保障制度が担うべきこととなるかもしれない。そうした関心から、第 11 章「公的年金

制度における自営業者の位置づけに関する一考察」は、自営業者の公的年金制度における位置付けについて、フランス、ドイツ、アメリカ、イタリア、ブラジル5か国の状況を横断的に分析している。

第4次産業革命ないしデジタル・エコノミー、プラットフォーム・エコノミーの展開についての諸外国の議論状況を通覧して確認できることは、議論の出発点は、いずれの地域においても、新たな働き方に従事する役務提供者が、伝統的な労働保護法の適用される労働者に該当するか否かをめぐるものであった。そして、これらの役務提供者は、時間的・場所的な拘束のない就業形態を採ることが多く、伝統的な労働者概念では包摂できない場合が少なくない。そこで、労働者概念を拡張することによって労働法の保護範囲に取り込もうとする議論や、労働者と非労働者(独立自営業者)の間に中間類型(労働者類似の者や従属的自営業者)を認めて(現行法としてそのような制度を持っている国もある)、一定の保護を及ぼそうとする議論が提起されている。

個別の論点について検討していくと、法規制の体系を役務提供者概念によって2セット(労働者・非労働者[独立自営業者])あるいは3セット(労働者・労働者類似の者[従属的自営業者]・非労働者[独立自営業者])を用意することでは十分ではなくなってくる場合もある。そこで、それぞれの規制体系内部で規制を多様化したり、あるいは、日本の労災保険における特別加入制度のように、労働者に該当しない者に対しても、保護の必要性が認められる者には、労働法上用意された制度を、本人の選択によって適用可能とする制度を用意するというアプローチも議論されている。こうした規制体系の再検討は、労働法以外の法規制との整序問題も検討課題として提起していると言えよう。